

令和7年度博物館実習生受入要領

1 目的

広島市こども文化科学館（以下当館という）では、大学が認める場合において、学芸員（博物館法第4条第3項及び第4項）の知識、技能等を修得させるため、博物館法施行規則第1条に基づく博物館実習を行う。また、これをもって資格取得への協力を図るとともに学芸員の育成に寄与することを目的とする。

2 実習日程

令和7年8月1日（金）～8日（金） ※休館日（8月4日）を除く7日間

3 受入人数

3名程度（但し、同じ大学からの受入は原則2名までとします。）

4 実習内容

科学館の事業及びその他館内業務の実務実習等

※本実習には博物館資料の取り扱い等の業務は含まれません。

5 対象者

- (1) 当館での実習を本人が希望している者。
- (2) 現在大学もしくは大学院に在学中であり、学芸員養成課程における最終段階で「博物館実習」を除く必要単位を全て取得しているか、実習開始までに取得見込みである者。（実習開始までに単位が取得できない場合は実習を受けることができません。）
- (3) 専攻が理工系学部もしくは理科教員養成学部である者。
- (4) 上記すべての実習日程に参加できる者。
- (5) 大学等が館の業務内容及び実習の重要性をよく理解し、十分な事前及び事後の指導を行っている者。

6 申し込み方法

別紙の申込書（様式1）に必要事項を記入の上、下記書類送付先へ郵送してください。 **締め切りは、令和7年5月16日（金）必着です。**

7 結果通知

結果は書類審査及び決定の後、本人に電話で通知します。

実習への参加が決定した場合は、6月中旬までに当館から受け入れ決定通知書を担当教官もしくは事務担当者宛に郵送しますので、担当者は、所定の用紙（様式2および様式3）により申請を行ってください。

8 その他

- (1) 定員を上回る申し込みがあった場合は、書類審査の上、実習の可否を決定します。
- (2) 提出書類が欠けていた場合や不備があった場合は選定外とします。
- (3) 当館から実習にかかる費用は請求しません。また、当館から実習生への謝礼等もありません。
- (4) 実習および通勤途中での事故等については、大学または実習生本人の保険加入を前提として、当館に過失が認められる場合を除き、当館は責任を負いません。

9 問い合わせ・書類送付先

〒730-0011 広島県広島市中区基町5番83号

5-Days こども文化科学館（広島市こども文化科学館） 博物館実習担当

電話：082-222-5346